

○三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則

平成18年3月31日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市男女平等参画条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第13条第5項及び条例第14条第5項の規定に基づき、三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女平等参画相談員)

第2条 条例第13条に規定する三鷹市男女平等参画相談員（以下「相談員」という。）は、2人以内とし、男女平等参画について理解及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 相談員の任期は、2年とする。

(男女平等参画審議会)

第3条 条例第14条に規定する三鷹市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係する公的機関の職員
- (4) 市民（公募による市民を含む。）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(定足数及び表決数)

第8条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画部企画経営課において行う。

(一部改正〔平成22年規則24号〕)

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第24号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。